

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年6月8日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

- 1 監査対象部局 環境森林部
2 監査対象年度 平成23年度
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
西部林業事務所	平成24年4月12日
環境保健研究センター	"
直島環境センター	平成24年4月20日
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	平成24年4月26日
環境管理課	"
みどり保全課	"
みどり整備課	平成24年5月8日
森林センター	"
環境政策課	"
東部林業事務所	平成24年5月25日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア ETCカードの使用管理について

ETCカードを使用したにもかかわらずETCカード使用管理簿への登載がなく、所属長の使用承認を得ていないとともに、保管責任者による使用者への指導や管理が十分に行われていなかった。（環境政策課）

イ 現金の管理について

帳簿に記載されていない現金が見つかった。（廃棄物対策課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし